

学校PC談合排除命令へ

公取委 N T T西など11社

広島県・市発注分

中国 22.7/e

広島県と広島市が発注した学校用パソコン(PC)などの入札で談合を繰り返したとして、公正取引委員会はN T T西日本(大阪市)など11社に対し、独禁法違反(不当な取引制限)で再発防止などを求める排除措置命令を出す方針を固めたことが7日、関係者への取材で分かった。大半の企業

を対象に総額約5千万円の課徴金納付命令も出すという。(23面に関連記事) 排除措置命令の対象は他に大塚商会(東京)やソルコム(広島市中区)など。公取委は6月に処分案を各社に通知しており、それぞれの意見を踏まえて最終的な結論を出すこととみられる。中国新聞の取材に対し、

2020年10月に公取委の立ち入り検査を受けた14社のうち、ソルコムなど7社は排除措置命令の処分案の通知を受けたと認めた。N T T西日本は「通知に關してのコメントは差し控える」、大塚商会は「通知を受けたかどうかも含めてコメントは差し控える」としている。

関係者によると、各社は県立高や広島市立の小中高で使うパソコンやタブレット端末、サーバー、設定作業などの入札や見積もり合わせで、数年前から価格などを事前に調整し、受注業者を決めていた疑いがある。事前の話合いは一部の業者で進められ、合意内容は入札に参加する他の業者と共有していたという。

木原誠二官房副長官は7日の記者会見で「公取委の審査中の案件については、そのプロセスの二つ二つについてコメントするのは差し控える」とした。

(横信廣)